

2021年3月8日（月曜）

全労金2021春季生活闘争ニュース・第10号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！

全労金2021春季生活闘争は第三次交渉期間に突入！ 全国の仲間とともに、 すべての要求実現に向けて闘い抜こう！

◎第二次交渉期間（3月5日）までの交渉概要を共有しよう！

全労金2021春季生活闘争は、全単組で統一日程として、2月24日に要求書を提出、第一次～最終交渉期間による交渉日程、3月16日を統一回答期限日に設定して交渉を展開しており、現段階では、3月5日までの第二次交渉期間が終了したところです。

全労金は、第二次交渉期間最終日となる3月5日に第4回全国書記長会議を開催し、この間の各単組の交渉状況を共有したうえで、今後の闘い方について議論しました。

交渉報告では、単組からは、新型コロナウイルス感染症が職員・組合員の働き方や金庫・事業体の経営に大きく影響を与えていることも十分に理解したうえで、厳選した要求を掲げていることを主張し、粘り強く交渉を展開していることが報告されています。これに対し、金庫・事業体の対応については、「厳しい環境ではあっても、コロナ禍の職員の奮闘に応えたい」「単組の要求通り、基本賃金の改善に応じたい」等、労働組合の要求主旨を理解し、課題認識を共有して、労使で前向きに困難な現状に立ち向かおうとの姿勢を示す金庫・事業体がある一方で、残念ながら、「今この状況で賃金の引き上げを行うことは難しい」「本年度の頑張りというが、営業自粛により時間外労働の削減や自宅待機等で、職員の身体の負担は軽減しているのではないか」等、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない中で、労働組合の要求主旨に対して真摯に向き合っていない金庫も報告されています。

本日から、交渉は第三次交渉期間に入ります。単組が掲げた要求は、今の金庫・事業体が置かれた状況を正しく認識し、組合員の総意で確立した要求です。金庫・事業体に求められるのは、単に「経営環境が厳しい」ことを理由にして要求に応じられないとする姿勢ではなく、厳しい環境下であっても、経営者として、中長期に渡って労働金庫の社会的役割発揮をめざすビジョンを示し、職員・組合員がやりがい・働きがいをもって日々の業務にあたることができるよう、明確な経営者のメッセージを示すことです。

統一回答期限日まで約一週間となり、本日以降、金庫・事業体からは、要求ごとに具体的な回答に向けた考え方や今後の対応等が示されます。私たちが「2021春季生活闘争で改善が必要」として、組合員の総意で確立した要求の実現に向け、「統一闘争」を闘う全国の仲間とともに、全労金組織全体で団結して闘い抜きましょう！

◎連合は「2021春季生活闘争 要求集計結果」を公表しました！

連合は、3月4日、第4回中央闘争委員会を開催し、今後の進め方とあわせて、2021春季生活闘争における構成組織の要求集計結果（3月1日12時時点）を確認しました。

確認された要求集計結果の概要からは、コロナ禍においても多くの組合が月例賃金の引き上げ（定昇維持を含む）を要求している（要求を提出した労働組合の80.3%）ことや、有期・短時間・契約等労働者の時給の要求賃上げ額は昨年同様（2021春季生活闘争：時給36.80円／2020春季生活闘争：40.99円）で掲げられていること等の賃金に関連する要求に加えて、すべての労働者の立場に立った働き方に関する取り組みとして「同一労働同一賃金の実現・正社員への転換ルールの整備・性的志向及び性自認(SOGI)に関する理解促進・DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力による被害者の職場における支援のための環境整備」等が報告されています。新型コロナウイルス感染症による影響はありながらも、連合に結集する労働組合においては、労働条件の改善に向けた積極的な要求や取り組みが展開されていることが明らかとなりました。

春季生活闘争は、自組織における労働条件の改善が目的のひとつではありますが。しかし、連合に結集する労働組合の多くが、この時期に一斉に労働条件の改善に向けた闘争を展開し、要求を実現させることによって、労働組合に組織されていない労働者の労働条件改善に向けた社会的な波及効果を生み出すことに繋がります。それは、全労金組織を含め、労働組合に守られた私たち組織化された労働組合に求められる社会的役割発揮であり、全労金2021春季生活闘争方針の基本スタンスにも通ずるものです。

《要求集計の概要》 ※3月1日12時時点

- 要求を提出した労働組合は 3,159組合（昨年同時期 3,421組合）。
- 要求を提出した労働組合の内、月例賃金（定昇維持含む）を要求した割合は 80.3%（同91.3%）。
- 定昇相当額を含む賃上げ額・率は 7,846円・2.64%（同1,139円減・0.45ポイント減）となっているが、300人未満の中小組合では 7,318円・2.80%（同 823円減・0.42ポイント減）となっており、中小組合の方が減少幅は少ない。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ幅は、組合員数加重平均で時給 36.80円（同 40.99円減）としており、昨年と同等になっている。

※ 次号は3月9日（火）に配信予定です。

※全労金HP (<http://www.zenrokin.or.jp/>) もご覧ください！

以 上

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！